

○岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例

令和2年2月20日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

(号給)

第5条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となつた者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けたものをいう。第15条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

(給料の支給方法)

第6条 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第7条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(地域手当)

第8条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第9条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第10条 給与条例第20条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第20条第3項	勤務時間等条例第3条第1項、第4項及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
第20条第4項	勤務時間等条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間

(宿日直手当)

第11条 給与条例第21条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第21条の勤務は、前条において準用する給与条例第20条、次条において準用する給与条例第22条及び第13条において準用する給与条例第23条の勤務には含まれないものとする。

(夜間勤務手当)

第12条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第13条 給与条例第23条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第23条	勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日	岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年条例第14号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日

	勤務時間等条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
	正規の勤務時間中に勤務すること	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務すること

(端数処理)

第 14 条 第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 10 条において準用する給与条例第 20 条、第 12 条において準用する給与条例第 22 条及び前条において準用する給与条例第 23 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第 15 条 給与条例第 28 条の規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったとき（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 16 条 第 10 条において準用する給与条例第 20 条、第 12 条において準用する給与条例第 22 条及び第 13 条において準用する給与条例第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第 17 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末

年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

- 第18条** 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときはこそこの端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
 - 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額に、給与条例第14条の規定の例により計算して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

- 第19条** 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。
- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。
 - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第21条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
 - 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(第21条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の

時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 次に掲げる時間の合計が 1 月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 25 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第 1 項の勤務時間 100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

- (2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100 分の 50

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第 20 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

- 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき第 25 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 21 条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 25 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第 22 条 第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び前 3 条の規定により勤務 1 時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第 23 条 給与条例第 28 条の規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第 28 条第 4 項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 任期が 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度に

において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
- (3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償）

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。
（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）

第 28 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 11 号）の規定の適用を受ける職員の例による。
（給与からの控除）

第 29 条 給与と条例第 9 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第 30 条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（休職者の給与）

第 31 条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

（委任）

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例の一部改正）

第 2 条 岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「6 月以内の期間を定めて雇用される者」を「臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

（岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第 3 条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 5 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 4 条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料の月額」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第号）第 18 条第 1 項から第 3 項までに規定する報酬の額）」を加える。

（岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第5条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

（岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年岩手沿岸南部広域環境組合条例第1号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第17条及び第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第25条に規定する勤務時間1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

（岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「算出した額とする。」の次に「育児短時間勤務職員等、」を「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第20条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第33条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第33条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員（）」の次に「非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。」を加える。

別表第1（第4条関係）

号給	給料月額
	円
1	147,400
2	148,500
3	149,700
4	150,800
5	151,900
6	153,000
7	154,100
8	155,200
9	156,200
10	157,700
11	159,000
12	160,300
13	161,500
14	163,000
15	164,500
16	166,100
17	167,300
18	168,900
19	170,400
20	171,900
21	173,200
22	175,900
23	178,500
24	181,200
25	183,800
26	185,500

27	187,100
28	188,800
29	190,300
30	192,100
31	193,900
32	195,600
33	197,200
34	198,600
35	200,100
36	201,700
37	203,000
38	204,300
39	205,500
40	206,800
41	208,100
42	209,400
43	210,700
44	212,000
45	213,200
46	214,500
47	215,800
48	217,100
49	218,200
50	219,300
51	220,300
52	221,400
53	222,500
54	223,500
55	224,500
56	225,500
57	225,800
58	226,600
59	227,400
60	228,100
61	228,800
62	229,800
63	230,600
64	231,400

65	232,100
66	232,800
67	233,800
68	234,800
69	235,500
70	236,100
71	236,600
72	237,300
73	238,100
74	238,700
75	239,300
76	239,800
77	240,500
78	241,200
79	241,900
80	242,400
81	242,900
82	243,700
83	244,400
84	245,100
85	245,700
86	246,400
87	247,100
88	247,800
89	248,300
90	248,800
91	249,100
92	249,500
93	249,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。